

平成19年5月15日  
内閣府（防災担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第3回）  
の開催について

標記検討会について、下記のとおり開催いたしますのでお知らせいたします。  
審議は非公開ですが、ヒアリングは公開で行います。ヒアリングの傍聴を希望される方は、下記5.の傍聴要領にしたがってお申し込み下さい。

記

1. 会議名

「被災者生活再建支援制度に関する検討会」（第3回）

2. 日 時

平成19年5月28日（月）14：00～17：00

3. 場 所

ホテルフロラシオン青山 1階「はごろも」

東京都港区南青山4-17-58

TEL：03-3403-1541（代表）

4. 議事内容

・関係者ヒアリング（14：00～15：30メド 傍聴可能）

ヒアリング対象者

浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター教授

永松 伸吾 防災科学技術研究所研究員

吉田 浩二 社団法人 日本損害保険協会常務理事

大川畑文昭 あいおい損害保険株式会社商品開発部火災新種  
グループ長担当部長

・論点整理 等

5. 傍聴要領【ヒアリング時（14:00～15:30メド）のみの傍聴になります。】

（1）一般の方の傍聴

・会場設営の関係上、予め登録が必要です。（定員30名程度）

・葉書、FAX又は電子メールにてお申し込み下さい。

【別紙（申込方法）をご参照下さい。また、電話でのお申し込みはご遠慮下さい。】

・申込締切は5月22日（火）17時必着といたします。

- ・希望者が多数の場合は、抽選を行います。抽選の結果により傍聴できない場合もありますのでご了承下さい。  
抽選の結果、傍聴できる方に対しては、5月24日(木)までにFAX (FAXが無い場合は電子メール等)で傍聴券を送付いたしますので、当日、傍聴券を受付に提出し傍聴して下さい。傍聴券1枚で入場できるのは1名までです。傍聴券が無ければ入場できませんので、傍聴券は忘れずに持参して下さい。  
(傍聴できない方には特段通知等いたしません。)

(2) 報道関係者の傍聴

- ・ヒアリングは公開(審議は非公開)です。ヒアリングの傍聴を希望される場合は、下記問い合わせ先まで傍聴者の登録をお願い致します。
- ・なお、カメラ撮りについては検討会の冒頭のみでお願いします。
- ・後日、内閣府、官邸及び、国土交通省において議事概要を貼りだす予定です。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(災害復旧・復興担当)付  
塩本、浅川

TEL: 03 - 3501 - 5191

## 別 紙（申込方法）

### 宛先

- ( 1 ) 葉書により申し込みを行う場合  
〒100 - 8969  
東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
災害復旧・復興担当 宛
- ( 2 ) FAX により申し込みを行う場合  
FAX 番号：03 - 3581 - 8933  
内閣府政策統括官（防災担当）付  
災害復旧・復興担当 宛
- ( 3 ) 電子メールにより申し込みを行う場合  
下記URLより、必要事項をご記入の上送信して下さい。  
<http://www.iijnet.or.jp/cao/bousai/opinion-fukkou.html>

### 記載事項

（表題）「被災者生活再建支援制度に関する検討会（第3回）傍聴希望」  
傍聴希望者の「お名前（ふりがな）」・「連絡先住所・電話番号・FAX 番号」  
・「勤務先・所属団体」

記載事項に不備がある場合は、申し込みを無効とさせていただきますので、ご留意下さい。

お一人様1枚（1通）ずつお申し込み下さい。（団体からは代表者1名のみのお申し込みとして下さいますようお願いいたします。）

### 傍聴される皆様への留意事項

会議の傍聴にあたり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらをお守り頂けない場合は、退場していただくことがあります。

- 1 . 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることは出来ません。
- 2 . 携帯電話等は、電源を必ず切って傍聴して下さい。
- 3 . 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用はご遠慮下さい。
- 4 . 静粛を旨とし、意見聴取の妨害になるような行為は慎んで下さい。
- 5 . 意見聴取における言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 6 . 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することはご遠慮下さい。
- 7 . 傍聴中、飲食及び喫煙はご遠慮下さい。
- 8 . 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き謹んで下さい。
- 9 . 銃器その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 . その他、座長及び事務局職員の指示に従うようお願いいたします。